

介護予防短期入所生活介護運営規程（空床利用型）

第1章 総 則

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人戸河内松信会が開設する特別養護老人ホーム戸河内松信園（以下「事業所」という。）が行う介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要支援状態にある高齢者に対し、適切な介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護予防短期入所生活介護従業者は要支援状態にある利用者に心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 特別養護老人ホーム戸河内松信園
所在地 広島県山県郡安芸太田町大字土居 625 番地

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

（従業者の職種及び員数）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者） 1名（常勤）
- (2) 医師（嘱託） 1名以上（非常勤）
- (3) 事務職 2名（常勤兼務）
- (4) 看護職員 2名（常勤1名、常勤兼務1名）
- (5) 介護職員 15名以上
- (6) 生活相談員 1名（常勤兼務）
- (7) 機能訓練指導員 1名（常勤兼務）
- (8) 管理栄養士 1名（常勤）

（職務の内容）

第5条 前条に掲げる職種の職務内容は、次のとおりとする。なお、管理者が不在の時は看護長が管理者の任務を代行する。

- 1 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また事業計画の草案以下、経営全般に関する事務管理に従事する。
- 2 医師は、利用者の診療、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- 3 事務職員は、事業所に関する事務に従事する。
- 4 看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理に従事する。
- 5 介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務に従事する。
- 6 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の計画及び実施に関するに従事する。
- 7 機能訓練指導員は、利用者の機能訓練指導業務に従事する。
- 8 管理栄養士は、食事の献立作成、栄養計算及び給食記録を行い、調理員を指導して給食業務に従事する。

第3章 入所及び退所

（入所）

第6条 事業所への入所は、要支援認定を受けた利用希望者と期間を定め、契約により行うものとする。

- 2 事業所は利用者に対し、身元引受人を求めることができるものとする。
- 3 身元引受人は、利用者的一切の責任を負うものとする。

（入所時の面接）

第7条 管理者又は生活相談員は、入所介護を希望する利用者に対し面接を行い、事業所の目的・方針・目標・利用者の心得・利用料その他必要な事項の説明を行うものとする。

（心身の調査）

第8条 管理者及び生活相談員は、入所した利用者について心身の状態、個性、技能、趣味、その他心身に関する調査を行い、また、医師及び看護職員は利用者の心身の状態を把握し、これを記録保存しておくものとする。

（退所）

第9条 次の場合は、契約を終了したものとみなして退所するものとする。

- (1) 利用者から退所の申し出があったとき

- (2) 利用者が無断で退所したとき
- (3) 利用者が病院等に入院したとき
- (4) 利用者が死亡したとき

(死亡)

第10条 利用者が死亡したときは、死亡の日時、場所、死因、病名、その他必要な事項を速やかに近親者、身元引受人その他必要と認めた者に通知するものとする。

(命令退所)

第11条 管理者は、利用者が第15条第2項の各号に違反し、その後、管理者の指示又は指導に従わないときは、契約を解除して退所させることができる。

第4章 サービス内容と利用料及び送迎の実施地域

(介護予防短期入所生活介護の内容)

第12条 介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 機能訓練

(利用料その他の費用の額)

第13条 介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割の額とする。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 滞在費 別紙1のとおり
- (2) 食費 別紙1のとおり
- (3) 加算 別紙2のとおり
- (4) 理美容代 男性 2,000円 ・ 女性 2,000円
- (5) その他介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 実費

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更が

ある場合にも、同様に同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第14条 事業所の送迎の実施地域は、安芸太田町、北広島町の区域とする。

第5章 サービス利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第15条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 利用者は、管理者、生活相談員、医師、看護職員、介護職員等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。
- (2) 外来者は、利用者と面会しようとするときは、その旨を職員に届け出て、あらかじめ指定された場所において面会するものとする。
- (3) 利用者は事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために協力しなければならない。
- (4) 利用者は、故意又は過失によって設備及び備品に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は現状に回復しなければならない。その損害賠償の額は、利用者の収入及び事情を考慮して減免することができる。

2 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 指定した場所以外で火気を用い、又は自炊をすること。
- (3) 事業所内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (4) その他この規程で定められていること。

第6章 緊急時等おける対応方法

(緊急時等における対応方法)

第16条 介護予防短期入所生活介護従業者は、短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第17条 提供した介護により、利用者に事故が発生した場合、迅速かつ適切な対応を行うため関係機関との連携、利用者家族等へ連絡、説明、記録の整備、

その他必要な措置を講じるものとする。

(感染症対策の強化)

第18条 感染症未然防止に努めるため、感染対策委員を選任し、3か月毎に委員会を開催します。これに伴い、施設内感染対策に関する職員への研修企画及び実施、新入所者の感染症既往歴の把握、感染症発生時の対応と報告、感染対策実施状況の把握と評価を行います。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第9条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年に2回以上、避難・救出訓練を行うものとする。

第8章 苦情処理

(苦情処理)

第20条 提供した介護に関する利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

第9章 その他運営に関する重要事項

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、介護予防短期入所生活介護従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年4回
- (3) その他の研修

- 2 事業所は利用者に対して、緊急やむを得ず身体拘束等を行う際は、利用者家族等へ説明をし、様態及び時間、その際の利用者の状況並びに記録を行うものとする。又、それを解除する事を目標に鋭意検討を行うことを約束する。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。又その職を退いた後といえども同様とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人戸河内松信園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第10章 人権の擁護及び虐待の防止のための措置

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第22条 事業者は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止の対策を検討する委員会（オンライン等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な指針・体制の整備
- (3) 成年後見制度の利用支援
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する定期的な研修の実施
- (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 職員は、入居者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。
 - (1) 殴る、蹴る等直接入所者の身体に侵害を与える行為。
 - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
 - (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
 - (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
 - (5) 食事を与えないこと。
 - (6) 入居者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
 - (7) 乱暴な言葉使いや入居者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
 - (8) 施設を退居させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
 - (9) 性的な嫌がらせをすること。
 - (10) 当該入居者を無視すること。

- 3 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第11章 雑則

(改正)

第23条 この規程を変更改正、廃止するときは、社会福祉法人戸河内松信会の理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 17 年 6 月 13 日から施行する。
この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 4 月 7 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定は、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 元年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 元年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 元年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 3 月 2 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 8 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。(第 4 条の 3.5 の員数改定)
この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

費用区分	費用の額
居住費 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 多床室 日額 0円 第2段階認定者 多床室 日額 370円 第3段階①認定者 多床室 日額 370円 第3段階②認定者 多床室 日額 370円 第4段階以上の者 多床室 日額 855円
食費 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 日額 300円 第2段階認定者 日額 600円 第3段階①認定者 日額 1,000円 第3段階②認定者 日額 1,300円 第4段階以上の者 日額 1,445円
※朝食 481円 昼食 482円 夕食 482円	

かつ、本人と配偶者の預貯金等が単身 500 万円以下、夫婦 1,500 万円以下

- ※ 第4段階以上の者
- ・市町村民税本人非課税・世帯課税
 - ・市町村民税本人課税者

○ 介護保険負担限度額

※ 第1段階認定者

- ・生活保護受給者

※ 第2段階認定者

- ・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額＋合計所得金額が
80 万円以下
かつ、本人と配偶者の預貯金等が単身 650 万円以下、夫婦 1,650 万円以下

※ 第3段階①認定者

- ・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額＋合計所得金額が
80 万円超 120 万以下
かつ、本人と配偶者の預貯金等が単身 550 万円以下、夫婦 1,550 万円以下

※ 第3段階②認定者

- ・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額＋合計所得金額が
120 万円超

別紙 2

加算区分	介護度	介護保険負担割合1割		介護保険負担割合2割	
		日 額	1ヶ月30日当たり	日 額	1ヶ月30日当たり
空床型介護予防 短期入所生活介護費Ⅱ	要支援1	451円	13,530円	902円	27,060円
	要支援2	561円	16,830円	1,122円	33,660円
送迎加算(送迎利用時片道)		184円	—	368円	—
○療養食加算(該当者)1食8円		24円	720円	48円	1,440円
○介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		上記合計単位数×0.136×10×日数 (小数点以下四捨五入)			
加算区分	介護度	介護保険負担割合3割			
		日 額	1ヶ月30日当たり		
空床型介護予防 短期入所生活介護費Ⅱ	要支援1	1,353円	40,590円		
	要支援2	1,683円	50,490円		
送迎加算(送迎利用時片道)		552円	—		
○療養食加算(該当者)1食8円		72円	2,160円		
○介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		上記合計単位数×0.136×10×日数 (小数点以下四捨五入)			

※ 介護費(介護度)は、利用者の状態や収入により変更する。

※ ○部分の加算は、施設体制の変更により単価が変わる場合がある。

○ 介護保険負担割合1割又は2割又は3割

※ 本人の合計所得金額が160万円未満の方は1割負担

※ 本人の合計所得金額が160万円以上あり、同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が、単身では280万円未満、2人以上では346万円未満の場合1割負担

※ 本人の合計所得金額が160万円以上あり、同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が、単身では280万円以上340万円未満、2人以上では346万円以上463万円未満の場合2割負担

※ 上記以外の場合は3割負担

○ 合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額